

2015年（平成27年）9月3日

大阪刑務所長 殿

大阪弁護士会

会 長 松 葉 知 幸

勸 告 書

貴所に収容されていたA氏（以下「申立人」といいます。）より、当会对し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済を求める旨の申立がありました。

当会人権擁護委員会において慎重に審査しました結果、人権侵害のおそれがあることが認められましたので、以下のとおり勧告いたします。

第1 勧告の趣旨

- 1 弁護士若しくは弁護士会宛の人権救済申立又は弁護士に対する事件の依頼や相談を内容とする信書については、原則として、信書発信制限の通数の対象外として扱うとともに、その旨内規に明記すること
- 2 診療記録の取扱い及び診療情報の提供に関する訓令第14条第1項を遵守し、医療従事者が患者に対して、原則として診療情報の提供を行う運用をするよう指導・監督を徹底すること
- 3 当該訓令第14条第2項に基づき、例外的に、被収容者に対して、診療情報の全部又は一部を提供しない場合には、同項の要件に該当する具体的事情を記録に残す運用をすること
- 4 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第114条、同規則第73条を遵守し、受刑者の面会時間を原則として30分以上とし、面会の申出の状況、面会の場所として指定する室の数その他の事情に照らしやむを得ないと認めるときのみ例外的に30分を下回る時間に制限するとの運用を徹底するとともに、必要な場合には面会室の増設等適切な措置をとること

を勧告する。

第2 勧告の理由

1 信書の通数制限について

(1) 認定した事実

ア 申立人は、平成21年10月21日に受刑者として大阪刑務所に入所し、手紙の発信回数を制限されている。

イ 申立人が、人権救済申立のために弁護士会宛てに送付する手紙や、ダルクの顧問となっている弁護士に送付する手紙について、回数制限の対象とされている。

ウ 申立人は、父親や家族、友人等と手紙でやりとりをしているが、イ記載の手紙を発信通数の回数制限の対象とされるため、家族や友人らと十分なやりとりができない状況にある。

エ 被申立人においては、人権救済申立等の発信は、通数内での発信を原則とし、緊急性等を考慮して通数制限の例外として取り扱うか否かは個別に判断している。

オ 被申立人は、当会が2009年11月13日付で行った本件と同様の事案における信書の通数制限に関する勧告書の記載内容を履行していない。

(2) 判断

ア 当会は、被申立人に対し、2009年11月13日付勧告書において、弁護士会又は弁護士宛の人権救済申立、刑事・民事事件の依頼や相談を内容とする信書については、原則、信書発信制限の通数外として扱うとともに、その旨内規において明記することを勧告している。しかし、被申立人は、依然として、人権救済申立等の発信について通数内発信とすることを原則とする運用を行っており、勧告に従わない。

イ 被申立人は、勧告に従わない理由として、法令上の根拠がないことを挙げる。しかし、上記勧告書に記載しているとおり、弁護士及び弁護士会に対して、人権救済の申立、刑事・民事等の相談や依頼を内容とする信書を発信する機会を十分に保障することは、被収容者の裁判を受ける権利や不服申立の権利を担保する上で極

めて重要であり、原則としてこれらの信書を信書発信制限の通数の対象外として扱うことは、憲法第31条及び第32条の要請といえる。

したがって、法令上の根拠がないとの被申立人の主張は、何ら合理的なものでない。そして、本件で、被申立人が前述の運用のもと、人権救済申立等を内容とする申立人の信書の通数外発信を認めなかったことは、申立人に対する人権を侵害しているおそれがある。また、このような運用により、申立人は、家族や友人らと十分なやりとりができないとの不利益も発生している。

ウ なお、被申立人は、申立人作成の願箋の記載を根拠に、申立人が自ら通数内での発信を希望した旨述べる。しかし、申立人の申告内容に照らし、申立人が通数内での発信を希望したとは考え難い。被申立人は当該願箋を開示しないが、仮に、願箋に被申立人の主張どおりの記載があったとしても、それが申立人の真意に基づく記載であるとは考え難い。

エ 以上から、被申立人に対しては、弁護士若しくは弁護士会宛の人権救済申立又は弁護士に対する事件の依頼や相談を内容とする信書については、原則として、信書発信制限の通数の対象外として扱うとともに、その旨内規に明記するよう改めて勧告を行うことが相当である。

2 薬剤の名称の不教示について

(1) 認定した事実

ア 申立人は、今回大阪刑務所に入所する前、留置施設や拘置所において、睡眠薬の処方を受け、大阪刑務所に入所後も処方を受けていた。

イ 申立人は、従前診察を受けていた医師に意見を聞きたいと思い、薬の名前や内容を教えるよう統括矯正処遇官に求めたり、教示願いを出したりするなどしたが、教示を受けることができなかった。

ウ 平成24年2月28日の担当委員による事情聴取の後に、申立

人が、「出所後の参考としたいので、現在出してもらっている薬の名前、量の教示よろしくお願ひします。」と記載した願箋の提出をもって薬剤の教示を申し出たところ、被申立人は、平成24年5月28日に、朝食後薬として、ビオフェルミン1包、ディオバン1錠、睡眠薬として、ネルロレン20mg、ジアゼパム10mg、ウィンタミン5mg、プレチア30mgを処方している旨それぞれ教示した。告知は、被申立人の医務部医師が口頭により行った。

(2) 判断

ア 当会は、被申立人に対し、2009年11月13日付勧告書において、診療記録の取扱い及び診療情報の提供に関する訓令（以下「本訓令」という。）第14条第1項に従い、医療従事者が患者に対して、診療情報の提供をする運用をするよう指導・監督することを勧告している。

しかし、今回申立人が、薬の名前や内容を教えるよう統括矯正処遇官に求めたり、教示願ひを出したりしたにもかかわらず、被申立人は、直ちにこれを教示しておらず、その後、平成24年2月28日の担当委員による事情聴取の後に、申立人が改めて願箋の提出をもって薬剤の教示を申し出た際に、ようやく教示を行ったものと認められる。

この点、被申立人は、申立人が処方されていた睡眠薬の名前等を教示するよう統括や医師に求めたことに対し、教示を拒否した事実はないと主張する。しかし、担当委員が申立人から聴取した内容によると、申立人は、少なくとも本申告があった平成23年5月以前から、継続して薬剤の名前を教示するよう被申立人に求めていたにもかかわらず、教示が行われたのは、上記聴取時点よりもさらに後の平成24年5月28日になってからであると言う。当該経緯や申立内容の具体性からすれば、平成23年5月以前から、申立人が処方されていた睡眠薬の名前等を教示するよう被申立人の統括矯正処遇官や医師に求めたにもかかわらず、医師らはその時点では名称等の教示を行わなかったことは明らかで

あると考えられる。

以上のとおり、被申立人においては、未だ医療従事者が患者に対して、診療情報の提供をするよう十分な指導・監督がなされていない。

イ また、当会は、被申立人に対し、2009年11月13日付勧告書において、本訓令第14条第2項に基づいて被収容者に対して、診療情報の全部又は一部を提供しない場合には、同項の要件に該当する具体的事情を記録に残しておく運用をすることを勧告しているところ、被申立人は、具体的事情に関する記録を残しておらず、勧告に応じた対応をとっていない。

この点につき、被申立人は、勧告に従わない理由として、具体的事情を記録に残すとの対応に関し、法令上の根拠がないことを挙げる。

しかしながら、具体的な事情を記録に残さなければ、被収容者が診療情報の提供を求めても、被申立人側が相当な理由なくこれを拒否するなど被申立人側による恣意的な運用が行われる危険性があり、その結果、被収容者の診療情報の提供を受ける権利が侵害されるおそれがある。現に、上記アで述べたとおり、本件では、申立人が継続して診療情報の提供を求めていたにもかかわらず、被申立人側は、相当な理由なく長期間これを行っておらず、このことは、具体的な事情を記録に残さない運用と無関係ではないと考えられる。

以上のとおり、現状の被申立人側の運用では、被収容者の診療情報の提供を受ける権利が侵害されるおそれが相当高く、人権保障の見地から、前記勧告書記載内容どおりの運用を実施する必要があることは明らかである。法令上の根拠がないことは、同運用を実施しないことの理由にはならない。

ウ 以上より、被申立人に対し、「第1 勧告の趣旨 2及び3」記載のとおり、勧告を行うことが相当である。

3 面会制限について

(1) 認定した事実

ア 申立人の父親は、申立人が大阪刑務所に入所して以来、奈良県から相当の頻度で申立人との面会を行っている。父親が面会に訪れる時間帯は、午前9時台か10時台がほとんどである。

イ 申立人と父親との面会時間は、毎回30分未満に制限されており、20分を下回ることも多い。平成23年2月以降の申立人と父親との面会時間は、別紙のとおりである。

ウ 被申立人の面会室は5室(弁護士面会室1室を除く)である。平成22年から同24年までの被申立人における一般面会件数は、以下のとおりである。

- ① 平成22年 1万4118件
- ② 平成23年 1万3721件
- ③ 平成24年 1万3742件

エ 30分未満に時間を短縮して面会を実施した件数については、被申立人において統計をとっていない。

(2) 判断

ア 被収容者との面会時間については、刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律第114条、同規則第73条により、30分以上が原則とされており、面会申出の状況、面会室の数その他の事情に照らしてやむを得ないと認められるときのみ、5分を下回らない範囲内で、30分を下回る時間に制限できるにすぎない。そして、面会をはじめとする被収容者の外部交通権が、その改善更生や円滑な社会復帰のために極めて重要な権利であることに鑑みれば、やむを得ない事由の存否の判断にかかる刑務所の裁量については、限定的に解釈されるべきである。

イ この点、別紙のとおり、申立人と父親との面会は、平成23年2月以降についてみても一月に一回に近いペースで、相当回数実施されているが、面会時間は全て30分未満に制限されていることが明らかである。また、面会時間が20分を下回ることも多く、30分以上の面会が実施されたことは一度もない。被申立人にお

いては、30分未満に時間を短縮して面会を実施した件数について、統計をとっていないとのことであるが、一覧表記載の内容からして、このような運用が恒常的に行われているものと推定される。

これらの事情から、被申立人においては、上記法及び規則の原則と例外とを逆転させた運用が常態化していると推測できる。

また、申立人についてみれば、同人の父親は、ほぼ毎回、午前中の早い時間帯に面会に訪れており、比較的面会時間を確保しやすかったのではないかと考えられる。それにもかかわらず、特に平成23年8月頃までは、被申立人において、20分を下回るような面会時間の制限が常態的になされており、被申立人のかかる運用は、人権侵害に該当する可能性が高い。

被申立人は、一般面会室が5室と比較的少ない等の事情を挙げて、上記のような面会時間の制限はやむを得ない旨主張するが、被申立人の主張する事情をもって、上記法及び規則の原則と例外とを逆転させた運用が常態化していることを正当化する理由にはならないし、仮にそのような事情があるのであれば、面会室の増設等適切な措置を行うべきである。

ウ 以上より、被申立人に対し、「第1 勧告の趣旨 4」のとおり勧告を行うことが相当である。

以 上

(別紙)

面会実施日	相手方氏名	実施時間
平成23年2月7日	■■■■ (父)	9:32~9:49 (17分間)
平成23年3月3日	同上	9:36~9:53 (17分間)
平成23年3月30日	同上	9:13~9:30 (17分間)
平成23年4月22日	同上	10:09~10:26 (17分間)
平成23年5月19日	同上	9:31~9:51 (20分間)
平成23年6月15日	同上	10:03~10:21 (18分間)
平成23年8月12日	同上	9:27~9:46 (19分間)
平成23年8月30日	同上	9:35~9:54 (19分間)
平成23年11月19日	同上	9:41~10:03 (22分間)
平成23年12月20日	同上	9:53~10:13 (20分間)
平成24年2月7日	同上	9:55~10:20 (25分間)
平成24年3月22日	同上	9:40~10:02 (22分間)
平成24年4月20日	同上	9:53~10:15 (22分間)
平成24年5月25日	同上	13:31~13:53 (22分間)